【不動産公売当日に必要なもの】

1 個人で入札を希望される場合

(1) 本人が入札に参加する場合

- ① 認印
- ② 公売保証金(490,000円)
- ③ 本人確認証 (運転免許証など)
- (4) **陳述書**(不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置のため)
 - ・「宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者」は、都道府県又 (は国土交通省(各整備局)が発行する免許証等の写しを陳述書に添付してください。
 - ・「債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者」は、 法務省が発行する許可証等の写しを陳述書に添付してください。

(2) 本人が入札に参加しない場合

- ① **委任状**(任意の様式可 委任者の実印押印 委任者の住所氏名は住民票のとおりにご記入ください)
- ② 委任者の本人確認証(運転免許証など)のコピー
- ③ 委任者の実印の印鑑証明
- ④ 受任者の認印
- (5) 受任者の本人確認証(運転免許証など)
- ⑥ 公売保証金(490,000円)
- ⑦ **委任者の陳述書**(不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置のため)
 - ・「宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者」は、都道府県又 (は国土交通省(各整備局)が発行する免許証等の写しを陳述書に添付してください。
 - ・「債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者」は、 法務省が発行する許可証等の写しを陳述書に添付してください。

2 法人で入札を希望される場合

- ① 代表者印
- 2 印鑑証明
- ③ 登記事項証明
- ④ 入札会場に来場する社員の名刺及び本人確認証(運転免許証など)
- ⑤ 公売保証金(490,000円)
- ⑥ **陳述書**(不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置のため)
 - ・「宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者」は、都道府県又 (は国土交通省(各整備局)が発行する免許証等の写しを陳述書に添付してください。
 - ・「債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者」は、 法務省が発行する許可証等の写しを陳述書に添付してください。
- ※「**陳述書**」の様式は、市ホームページに掲載しています。税務課にてお渡しすることもできます。